

平成29年第5回高松市議会定例会提出予定議案（追加議案分）

1 平成29年度高松市一般会計補正予算（第5号）

現計予算額	168,828,829千円
補正額	680,518千円
補正後	169,509,347千円

2 平成29年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	54,122,146千円
補正額	2,141千円
補正後	54,124,287千円

3 平成29年度高松市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

現計予算額	39,234,127千円
補正額	3,708千円
補正後	39,237,835千円

4 平成29年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

現計予算額	438,926千円
補正額	783千円
補正後	439,709千円

5 平成29年度高松市病院事業会計補正予算（第3号）

現計予算額	17,040,713千円
補正額	24,067千円
補正後	17,064,780千円

6 平成29年度高松市水道事業会計補正予算（第3号）

現計予算額	14,773,992千円
補正額	△13,099千円
補正後	14,760,893千円

7 平成29年度高松市下水道事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	21,592,128千円
補正額	△14,522千円
補正後	21,577,606千円

8 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、及び病院事業の極めて厳しい経営状況の改善に向けた取組として、病院事業管理者の給与について更なる減額措置を講ずるため、改正するもの

公布の日から施行
 H29. 12. 1から適用
 (2)はH30. 1. 1から施行
 (3)はH30. 4. 1から施行

(1) 平成29年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後①
6月期	100分の155	
12月期	100分の170	→ 100分の175 (100分の5)
年 間	100分の325	→ 100分の330 (100分の5)

(2) 病院事業管理者に支給する平成30年1月分から平成31年12月分までの給料の月額及び給料の調整額の月額は、それぞれ次の額を超えない範囲内において市長が定める額とするもの

ア 給料の月額

現 行	改正後
	H30. 1～H31. 12
89万7,000円を超えない範囲内において市長が定める額	→ 80万8,000円を超えない範囲内において市長が定める額

イ 給料の調整額の月額

	現 行	改正後
[本則]	[附則]	[附則]
	H29. 1～H29. 12	H30. 1～H31. 12
10万7,000円を超えない範囲内において市長が定める額	→ 7万5,000円を超えない範囲内において市長が定める額	→ 9万7,000円を超えない範囲内において市長が定める額

(3) 平成30年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	改正後①	改正後②
6月期	100分の155	→ 100分の157.5 (100分の2.5)
12月期	100分の175	→ 100分の172.5 (△100分の2.5)
年 間	100分の330	→ 100分の330

9 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

（公布の日から施行
（1）はH29. 12. 1から適用
（2）はH30. 4. 1から施行

(1) 平成29年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後①
6月期	100分の155	
12月期	100分の170	→ 100分の175 (100分の5)
年 間	100分の325	→ 100分の330 (100分の5)

(2) 平成30年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	改正後①	改正後②
6月期	100分の155	→ 100分の157.5 (100分の2.5)
12月期	100分の175	→ 100分の172.5 (△100分の2.5)
年 間	100分の330	→ 100分の330

10 高松市職員の給与に関する条例及び高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定するため、改正するもの

公布の日から施行
 (1)ア、イ、ウ及び(2)ア、イはH29.4.1から適用
 (1)エ及び(2)ウはH30.4.1から施行

(1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

イ 医師又は歯科医師の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものの初任給調整手当の月額限度について、引上げ改定することに併せて、その額を国家公務員（特別職等を除く。）に適用される一般職の職員の給与に関する法律に準拠することとするもの

現 行	改正後
30万8,000円	→ 41万4,300円

ウ 平成29年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの
 （再任用職員以外の職員）

	現 行		改正後①
6月期	100分の85		
12月期	100分の85	→	100分の95 (100分の10)
年 間	100分の170	→	100分の180 (100分の10)

（再任用職員） 現 行 改正後①

6月期	100分の40		
12月期	100分の40	→	100分の45 (100分の5)
年 間	100分の80	→	100分の85 (100分の5)

エ 平成30年度からの勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの
 （再任用職員以外の職員）

	改正後①		改正後②
6月期	100分の85	→	100分の90 (100分の5)
12月期	100分の95	→	100分の90 (△100分の5)
年 間	100分の180	→	100分の180

（再任用職員） 改正後① 改正後②

6月期	100分の40	→	100分の42.5 (100分の2.5)
12月期	100分の45	→	100分の42.5 (△100分の2.5)
年 間	100分の85	→	100分の85

(2) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

現 行			改正後	
号給	給料月額		号給	給料月額
1	372,000円	→	1	373,000円
2	420,000円		2	421,000円

イ 平成29年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(任期付職員) 現 行 改正後①

6月期 100分の162.5

12月期 100分の162.5 → 100分の167.5 (100分の5)

年 間 100分の325 → 100分の330 (100分の5)

ウ 平成30年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(任期付職員) 改正後① 改正後②

6月期 100分の162.5 → 100分の165 (100分の2.5)

12月期 100分の167.5 → 100分の165 (△100分の2.5)

年 間 100分の330 → 100分の330